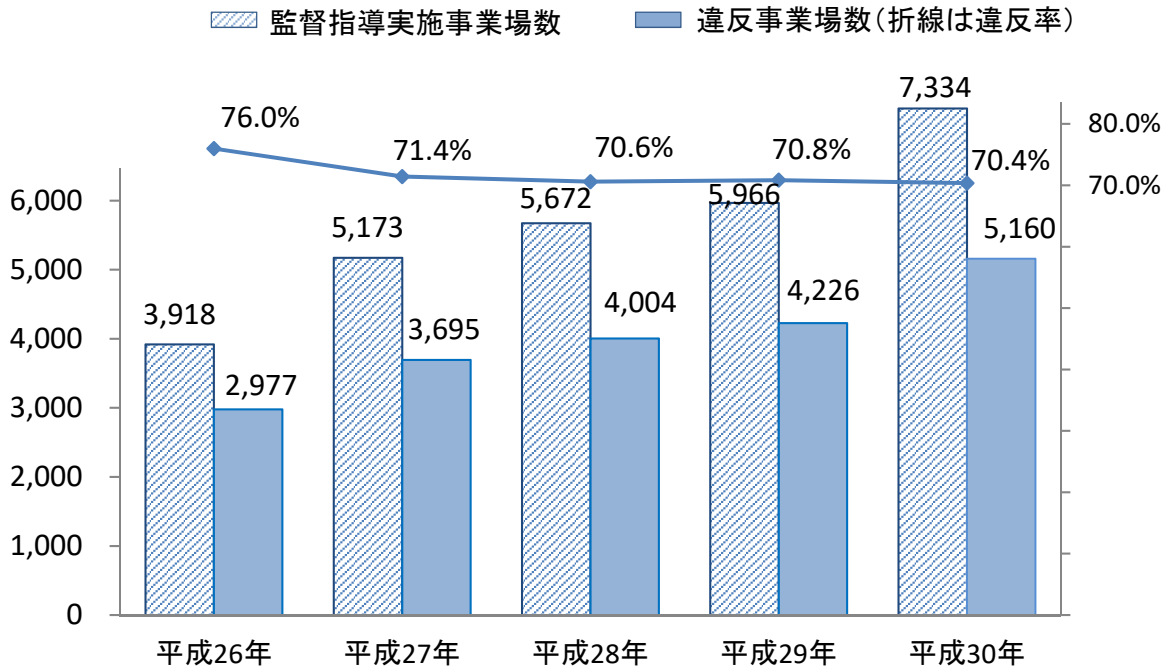


技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（平成30年）

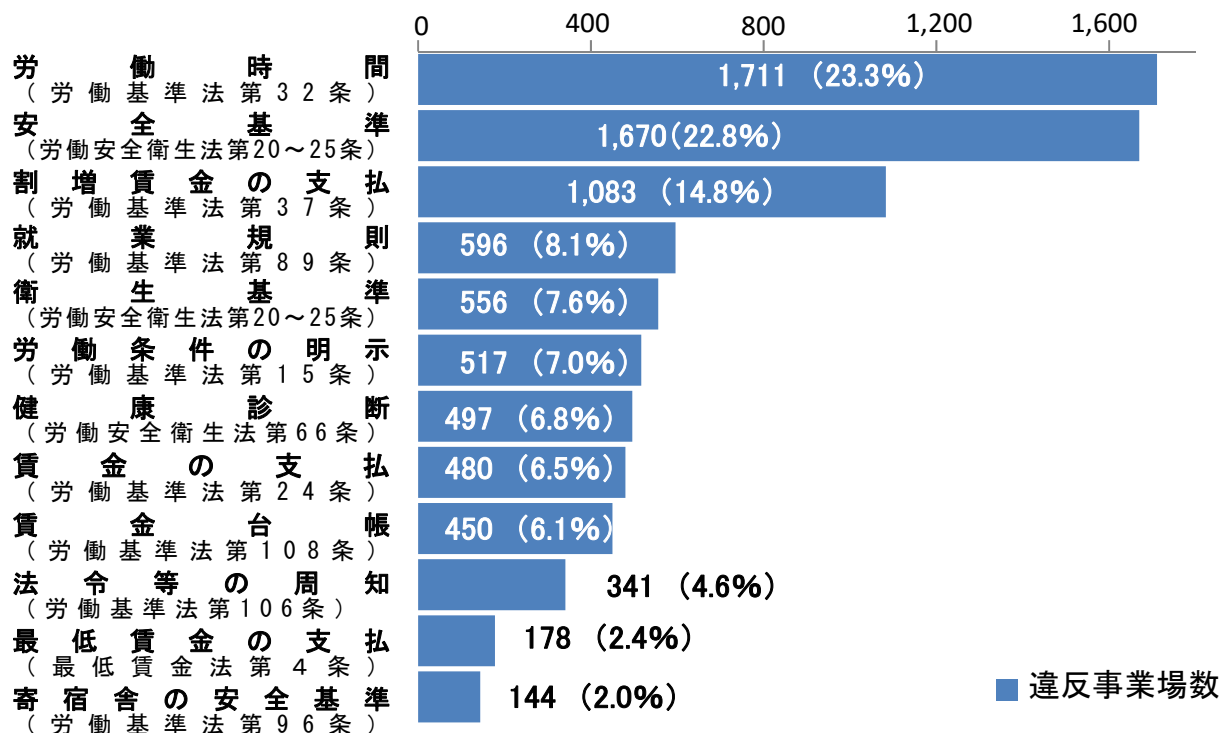
1 監督指導状況

(1) 全国の労働基準監督機関において、実習実施者に対して7,334件の監督指導を実施し、その70.4%に当たる5,160件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（23.3%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（22.8%）、③割増賃金の支払（14.8%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			労働時間	安全基準	衛生基準
機械・金属	2,830	1,937 (68.4%)	労働時間 707(25.0%)	安全基準 692(24.5%)	衛生基準 389(13.7%)
食料品製造	1,271	936 (73.6%)	安全基準 423(33.3%)	労働時間 351(27.6%)	割増賃金の 支払 181(14.2%)
繊維・衣服	782	502 (64.2%)	割増賃金の 支払 155(19.8%)	労働時間 111(14.2%)	賃金台帳 84(10.7%)
建設	659	474 (71.9%)	安全基準 139(21.1%)	割増賃金 134(20.3%)	賃金台帳 98(14.9%)
農業	184	124 (67.4%)	安全基準 39(21.2%)	賃金の支払 32(17.4%)	労働条件の 明示 20(10.9%)
<参考> 全業種	7,334	5,160 (70.4%)	労働時間 1,711(23.3%)	安全基準 1,670(22.8%)	割増賃金の 支払 1,083(14.8%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農業・・・農業、畜産業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

長時間労働に関する情報提供を端緒に、夜間に監督指導を実施

概要

- 「技能実習生が夜遅くまで働いている」との匿名の情報を端緒に、午後9時以降に縫製業の事業場へ立入調査を実施したところ、実際にその時間まで技能実習生を労働させていた。
- 労働時間の記録を調べたところ、直近6か月間において、在籍している技能実習生全員（4名）に対して恒常的に月80時間を超える時間外・休日労働（最長者は月105時間）を行わせ、1日しか休日がない月があるなど、36協定の締結・届出がないまま違法な時間外・休日労働を行わせていた。
- 割増賃金は、1時間当たり500円の単価で支払われていた。
- 賃金台帳に、労働日数、時間外・休日労働時間数を実際よりも過少に記載していた。
- 直近6か月間より前の労働時間の記録が破棄され、記録が保管されていなかった。

指導内容

- 1 技能実習生に対して、36協定を締結することなく、違法な時間外・休日労働を行わせていたため是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外・休日労働時間の削減を併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）・第35条違反（休日）、時間外・休日労働の削減

- 2 法定の割増率（時間外労働は25%、休日労働は35%）以上で割増賃金を計算し、不足分を支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条違反（割増賃金の支払）

- 3 賃金台帳に、実際の労働日数・時間外労働時間数を記載するよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第108条違反（賃金台帳）

- 4 労働時間の記録を3年間保存するよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第109条違反（記録の保存）

指導の結果

- 36協定の締結・届出を適正に行うとともに、長時間労働を前提としない生産計画へ転換し、時間外・休日労働を月45時間以内に削減した。
- 技能実習生全員に対し、時間外・休日労働に対する割増賃金の不足額、総額約120万円が支払われた。
- 賃金台帳に実際の労働日数・労働時間数を記載するとともに、労働時間の記録を3年間保存することとした。

事例 2

定期監督において、時間外労働の削減や過重労働による健康障害防止対策の確立を指導

概要

- 食料品製造業の事業場において、在籍している技能実習生全員（12名）に対し、36協定で定めた限度時間を超えて、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長者は月198時間）を行わせていた。
- 事業場は50人以上の労働者を使用しているが、衛生委員会を開催していなかった。また、長時間労働を行った労働者に対して医師による面接指導を実施する体制が確立されていなかった。

指導内容

- 1 技能実習生に対して、違法な時間外労働を行わせていたため是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働時間の削減を併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、時間外・休日労働の削減

- 2 衛生委員会を毎月1回、定期に開催していなかったため是正勧告した。また、長時間労働者に対する面接指導等の実施方法及び実施体制の検討を併せて指導した。

指導事項

労働安全衛生法第18条違反（衛生委員会）、過重労働による健康障害防止対策の確立

指導の結果

- 人員体制や作業工程を見直し、時間外・休日労働を月45時間以内に削減した。
- 衛生委員会を毎月1回、定期に開催することとした。また、時間外・休日労働が月70時間を超えた労働者から申出があった場合に面接指導を行うこととし、申出窓口を労働者に周知した。

事例 3

労働災害の発生を端緒に監督指導を実施し、再発防止対策を指導

概要

- 工事現場において、移動式クレーンを用いて約1トンの鉄板をつり上げる際、あらかじめ、安全な作業方法や労働者の配置等を定めず、また、必要な資格を有していない技能実習生に玉掛け業務を行わせたところ、つり上げた鉄板が技能実習生の足首に接触し、骨折する災害が発生した。

指導内容

- 1 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、あらかじめ、労働者の危険を防止するため、安全な作業方法や労働者の配置等を定めるよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条違反（安全基準）、クレーン等安全規則第66条の2違反（作業方法等の決定等）

- 2 技能講習を修了していない技能実習生に玉掛け業務を行わせていたため、是正勧告した。

指導事項

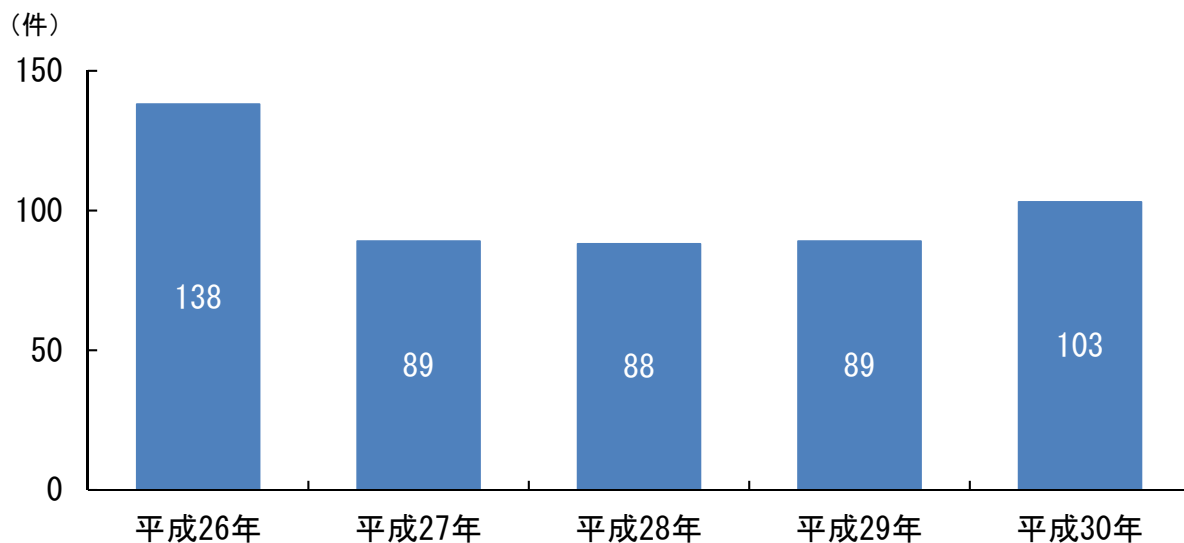
労働安全衛生法第61条違反（就業制限）

指導の結果

- 移動式クレーンを使用するに当たっては、あらかじめ安全な作業方法等を定めた作業計画を作成することとした。
- 作業計画により、資格の保有状況に応じて労働者を配置することとし、技能講習を修了していない労働者には玉掛け業務を行わせないこととした。

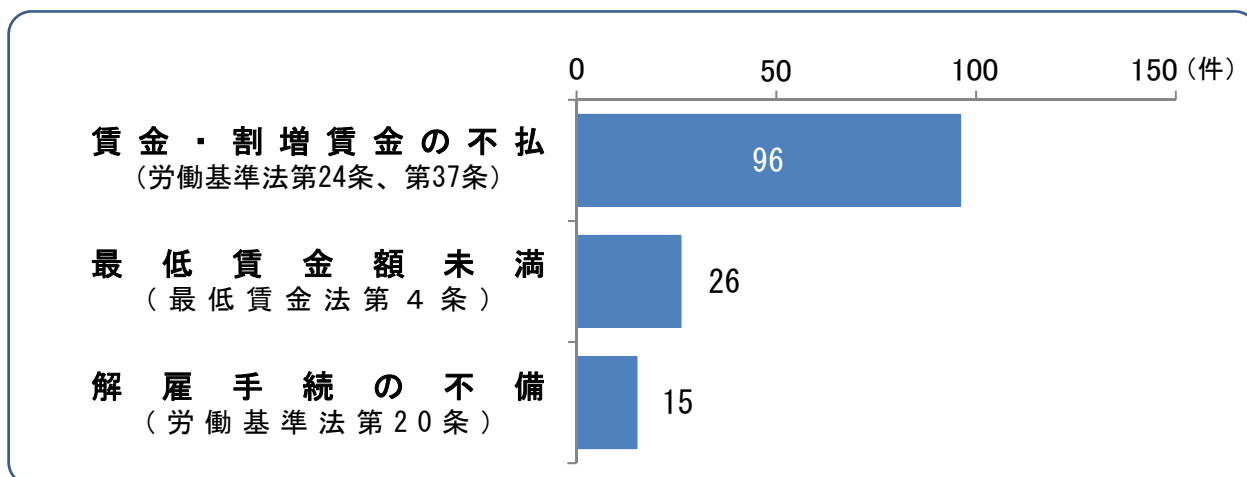
2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は103件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(96件)、②約定賃金額が最低賃金額未満(26件)、③解雇手続の不備(15件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



(3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

「午後6時以降の残業に対して割増賃金が支払われない」との技能実習生からの申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 縫製業の事業場について、技能実習生から「毎日午後9時まで時間外労働を行っているのに、午後6時以降の割増賃金が支払われていない」との申告がなされた。
- 調査を実施したところ、技能実習生の所定の終業時刻は午後5時であるが、時間外労働を行っても、午後6時にタイムカードを打刻させていた。それ以降の時間外労働については、「請負」と称して、完成させた製品の量に応じた報酬が支払われていたが、支払額は法定の割増率（25%）で計算した割増賃金額に満たなかった。

指導内容

- 1 過去2年間に遡って、午後6時以降の労働時間の実態調査を行うよう指導した。

指導事項

労働時間の適正把握

- 2 上記1の結果明らかとなった時間外労働に対する割増賃金を、法定の割増率（25%）以上の率で計算して、不足額を支払うよう是正勧告した。

指導事項

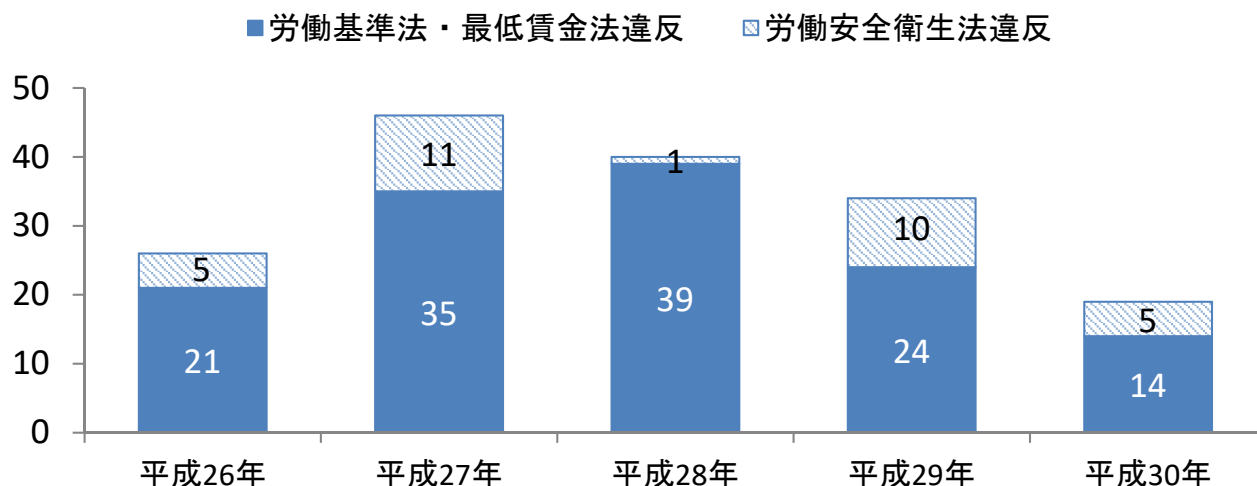
労働基準法第37条違反（割増賃金の支払）

指導の結果

- 過去に遡って労働時間の実態調査が行われ、在籍している技能実習生全員（9名）に対し、時間外労働に対する割増賃金の不足額、総額約130万円が支払われた。

3 送検状況

- (1) 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は19件であった。



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

出入国管理機関からの通報を端緒に捜査に着手し、違法な長時間労働等により送検

捜査経過

- 水産食料品製造業の事業場について、出入国管理機関から、技能実習生の長時間労働に関する通報がなされた。
- タイムカード等の資料から、多くの技能実習生に対して、36協定を締結し、届け出ることなく、違法な時間外労働を行わせている状況が確認された。
- 捜査の結果、技能実習生15名に対して、月100時間を超える違法な時間外労働（最長者は月111時間）を行わせていたことが明らかとなった。
- また、捜査を進める中で、①当該事業場は、100人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働安全衛生法に定める安全委員会及び衛生委員会を設けていなかったこと、②監督指導の際、労働基準監督官に対し、偽造した議事録を提示し、安全委員会及び衛生委員会を「毎月開催している」旨の虚偽の陳述をしたことが明らかとなった。

被疑事実

○ 実習実施者（法人）及び事業主

- 1 36協定の締結・届出がないまま、時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

- 2 安全委員会及び衛生委員会を設けていなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第17条（安全委員会）・第18条（衛生委員会）

- 3 労働基準監督官の質問に対し、虚偽の陳述をしたこと。

違反条文

労働安全衛生法第91条・第120条第4号（虚偽の陳述）

事例 2

技能実習生からの申告を端緒に捜査に着手、長期間の賃金不払等により送検

捜査経過

- 技能実習生から、縫製業の事業場において、①半年以上、残業代を含めた賃金がまったく支払われていない、②月180時間を超える時間外労働を行っているとの申告がなされた。
- 関係資料や技能実習生への聴取内容から、概ね申告内容と同様の状況が確認された。
- 捜査の結果、技能実習生全員（6名）に対して、①総額約1,000万円の賃金を所定支払日に支払っていなかったこと、②36協定を締結し、届け出ることなく、10か月の間、平均で月178時間に及ぶ違法な時間外・休日労働を行わせていたことが明らかとなった。

被疑事実

○ 実習実施者（法人）及び事業主

- 1 所定の支払期日に、割増賃金を含む賃金を全額支払わなかったこと。

違反条文

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）、労働基準法第37条（割増賃金の支払）

- 2 36協定の締結・届出がないまま、時間外・休日労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）・第35条（休日）

事例 3

フォークリフトの無資格運転と「労災かくし」を行ったことにより送検

捜査経過

- きのこの培養場において、必要な資格を有していない技能実習生にフォークリフトを運転させたところ、この技能実習生が、柱とフォークリフトの間に右足を挟み、4日間休業する労働災害が発生した。
- 事業主からは、技能実習生が転倒して負傷した旨の虚偽の報告が労基署に提出されていたが、技能実習生本人から労基署に相談があったことで、フォークリフトの無資格運転と「労災かくし」（虚偽報告）を行ったことが確認された。
- 捜査の結果、事業主は、無資格運転の事実を隠したいという理由で、労災かくしを行ったことが明らかとなった。

被疑事実

○ 実習実施者（法人）及び事業主

- 1 技能講習を修了していない技能実習生にフォークリフトの運転の業務を行わせたこと。

違反条文

労働安全衛生法第61条（就業制限）

- 2 技能実習生が、労働災害により休業し、休業日数が4日以上となったときに、遅滞なく、法定の報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなかったこと。

違反条文

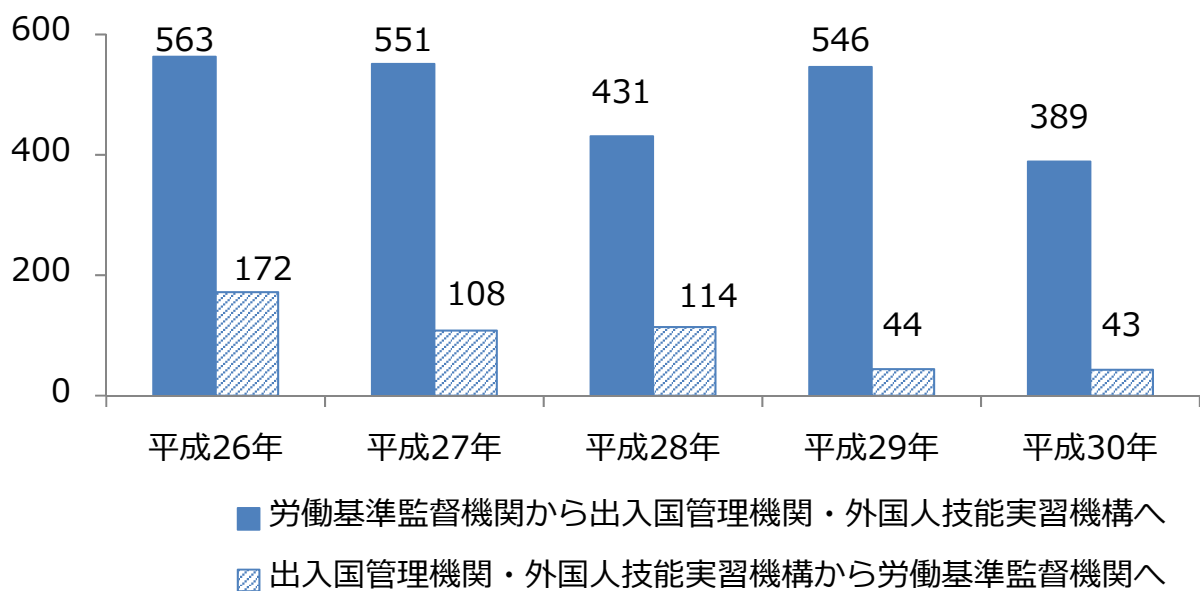
労働安全衛生法第100条（報告）

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は389件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は43件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしており、30件の実習実施者に対して実施した。